

議会の委任に基づく専決処分について

1 和解(示談)の相手方

松喜土木有限会社

2 事故の概要

(1) 事故発生日

平成30年(2018年)2月26日

(2) 事故発生場所

東京都練馬区高野台四丁目10番先笹目通り路上

(3) 事故発生状況

区の職員が、清掃車で笹目通りを南方面に向けて側道を走行し、左車線に進入した後に右車線に車線変更したところ、当該右車線を直進していた相手方車両に接触し、相手方車両の左側前部のバンパー等及び清掃車の右側後部のテールランプ等が破損した。

3 和解(示談)の要旨

相手方が被った損害419,094円及び区が被った損害315,597円について、双方の過失割合(相手方2割、区8割)に従い、相手方は区に対し63,119円を賠償する義務があることを認め、区の指定する方法で支払い、区は相手方に対し335,275円を賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解(示談)成立の日

平成30年(2018年)6月7日

5 区の賠償責任

本件事故は、清掃車を運転していた区の職員が車線変更時の右後方確認を怠ったことにより発生した事故であるが、相手方にも前方不注意の過失があることから、双方の過失割合を相手方2割、区8割として和解するに至った。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は相手方車両の修理費 4 1 9 , 0 9 4 円であり、区の過失割合は 8 割であることから、区の損害賠償額は 3 3 5 , 2 7 5 円である。なお、損害賠償金は、保険会社から相手方へ直接支払われた。

7 事故後の対応について

- (1) 所属長から関係職員に対し安全運転の徹底について厳重に注意をするとともに、平成 3 0 年 3 月に実施された事故惹起者運転研修を受講させた。
- (2) 所属長から清掃車を運転する職員全員に対し注意喚起をし、安全運転を徹底するよう指導するとともに、事故の発生防止に関する検討会を定期的を開催させることとしたほか、安全確認研修の受講及び運転者適性診断の受診をさせることとした。